

岩手県監査委員告示第6号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第31号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月6日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年5月23日から同月24日まで
 - (2) 本監査実施日 令和5年7月12日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年8月25日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
河川産出物採取料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、1,986,650円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	指摘を受けた調定以外については、遅延がないことを確認した上で、今後、調定の遅延を防止するため、許認可申請書類の許可決裁の際には、調定起案の有無等を記録して管理するとともに、決裁後の調定票作成を促すこととした。
証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より多く報告しているものが8件、1,023,600円、少なく報告しているものが13件、1,739,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	正確な申請件数及び金額の把握が適切に行われていなかったことから、種別ごとに文書処理補助簿等を作成して申請件数及び金額を記録するとともに、実績報告前に担当者及び決裁者が件数等を確認することとした。